

大阪府指定出資法人評価等審議会（第10回）

- と き 令和7年9月19日（金曜日）10：00～12：00
- と ころ web会議
- 出席者 新井 康平（大阪公立大学大学院 経営学研究科 准教授）
新生 雅則（F&Link 株式会社 公認会計士）
小沢 貴史（大阪公立大学大学院 経営学研究科 教授）
西川 和予（株式会社 勁草パートナー 中小企業診断士）
村井 恵美（恵み法律事務所 弁護士）
山口 朋子（株式会社コングレ 監査役）
米村 紀美（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 マネージャー）
- 議 事 大阪府指定出資法人の役員報酬制度について

■ 大阪府指定出資法人の役員報酬制度について

資料1～3に基づき、役員報酬制度の点検・評価方法等について、事務局より説明

1. 指定出資法人の役員報酬制度の経過等について

※委員からの質疑は特になし

2. 役員報酬水準について

委 員：報酬水準を見直す主目的はなにか。職員給与とのバランスがとれないといったことなどか。

事務局：民間では人材確保等のため従業員給与の賃上げが進んでおり、現在の報酬水準では、法人が必要な人材を確保することが困難となる恐れがあるためである。

委 員：採用の優位性や優秀な人材の確保といったことが報酬水準の見直しの主目的であることが何らかの形でわかるようにしておいたほうが良い。

事務局：承知した。

委 員：国税庁の調査結果を見直しのベースとするとのことだが、これ以上のデータを探すのも難しいとは思いますが、採用の優位性等をみるにあたって、複数のデータがあったほうがさらにエビデンスとしては強化されるので、引き続き、今後の見直しの際に他のデータなども検討いただければと思う。

事務局：年間給与のデータとしては、標本数も多く、国税庁の調査でもあるため信頼性も高いと判断し令和5年度及び令和6年度についてもこのデータをベースとして見直しを実施している。今後の見直しにあたって、適宜他のデータについても確認等を行っていく。

委 員：ここで審議されている役員報酬水準は、府退職者や府退職者を対象とした公募により選任された役員に適用されるが、仮に、法人の経営状況が悪くなった場合などに、民間出身の役員や職員の給与は下がるが、この水準が適用された者はこの額で定められたままということになるのか。

事務局：個々の法人の報酬基準額はあくまで上限額であるため、そのような状況が発生した場合は、法人判断で減額等することは可能である。

3. 府退職者役員と他の役員の報酬額の相違について

委員：参考資料2をみると、国の独立行政法人等と比較しても報酬水準が低くみえるが、何か理由等があるのか。

事務局：国の独立行政法人等は国家公務員の給与水準を参考にしている法人が多いことなどが影響しているのではないかとと思われる。

委員：現状、府の役員報酬水準が低いから公募が集まらない等の問題は発生していないということでしょうか。

事務局：参考資料4のとおり、現在の報酬水準と公募に対する応募人数とには明確な相関関係があるとはいえない状況である。

委員：府退職者役員と他の役員ではどちらの報酬が高いのか。また、両者に差が生じる理由は何か。

事務局：全体を調査したわけではないので一律でどちらが高いとは言えない。他の役員のうち府現職派遣は、府の現職職員給与ベースでの給与が支給されており、それ以外の役員は、法人自身が報酬を決定するため、差が生じることとなる。

委員：府現職派遣の役員は、府退職者役員より給与が高いかと思うが、その場合、差額を法人が負担するのか。

事務局：法律や条例等に基づき、法人と府で協定を締結し、業務内容等に応じてその協定内で決定している。

4. 法人のトップとその他役員の格差について

※委員からの質疑は特になし

5. 報酬基準の適用時期について

※委員からの質疑は特になし

6. 公募により就任した役員の報酬について

委員：先ほど役員報酬水準の見直しにあたり、法人の必要な人材確保が主目的であるという話があったが、一方で、報酬額が高い役員ポストに対して、より多数の応募者が来ている実績となっておらず、応募人数と報酬基準に明確な相関関係はないとの説明があり、矛盾が生じているような気がするがいかがか。

事務局：現在、明確な相関関係はないことが調査からわかるが、役員報酬水準は、今後も見直しを行っていかなければ、将来的に現在の水準では必要な人材確保が困難となっていく恐れがあるという趣旨である。

7. 役員業績評価制度について

委員：±5%の増減は法人では月単位、年単位等どのように対応しているのか。また、適用は令和6年度の評価に対しては令和7年度報酬のみに適用されるということか。

事務局：法人の年額報酬に対して適用されておれば、その増減方法は法人にまかせている。また適用年度は委員のおっしゃるとおりである。

委員：対象にプロパー役員などを含めることについても検討したほうが良いのではないかと思います。

8. 今後の定期点検の目安等について

委員：この定期点検等や報酬水準などの役員報酬制度の審議については、対象は、府退職者及び府退職者を対象とした公募により就任した役員との理解でよい。また、府退職者を対象とした公募で民間出身者が選ばれた場合もこの制度の対象となるとの理解でよい。

事務局：そのとおり。

9. 評価・点検を行っていただくにあたっての方法等の確認

委員：今回の集計方法については理解した。次回以降、セキュリティの問題も踏まえ、活用によって時間短縮が可能であるならば、アンケート集計用のシステムなどを活用することも検討いただければと思う。

委員：今回、評価シートのやりとりを行うにあたり、府のセキュリティ基準等も確認しておいていただきたい。

10. 会議の公開・非公開

会長：10月1日から23日の個別法人の点検については、大阪府の会議の公開に関する指針に規定する「大阪府情報公開条例第8条又は第9条の規定に該当する情報」に関し審議するため、非公開とすることによりよい。

委員：異議なし。